



1 基本方針の策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。よって、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

そこで、本校のすべての生徒が、いじめのない安全、安心な環境の下、お互いの尊厳を尊重して切磋琢磨しながら

生き生きとした学校生活を送ることができるように、国が定めた「いじめ防止対策推進法」に基づき、本方針を策定する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義…当該児童生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

(2) いじめに対する基本的な考え方…いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る。だれもが被害者にも加害者にもなり得る。子どもたちの力だけでは解決が難しい問題。解決していくためには、未然防止、早期発見、迅速かつ的確に取り組むことが重要である。

□「いじめは決して許されない」…学校の教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒の理解を促す。

□「ストレスに適切に対処できる力(ストレスマネジメント力)を育む」…いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図る。

■「心の通い合う温かい人間関係を構築する能力の素地を養う」…豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など。

■「自己有用感や自己肯定感を高める」…「愛され」「褒められ」「必要とされ」「人の役に立っている」という実感を伴う経験を、あらゆる教育活動を通して味わう。

■「かけがえのない存在である自分」に自信を持つ。その結果、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるようになる。

お互いの人権を尊重する学校風土、学校文化が生まれ、その風土、文化がいじめ発生の抑止力となる。

(3) いじめの集団構造と態様

・被害者と加害者 ・観衆や傍観者はいじめを助長する存在 ・仲裁者や否定的な反応は抑止力

* 具体的ないじめの態様

| 【心理的な攻撃】 | 【物理的な攻撃】 |
|-----------------------------|-------------------------|
| ◎冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う | ◎軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る |
| ◎仲間はずれ、集団による無視をする | ◎ひどくぶつかる、叩く、蹴る |
| ◎嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをする、させられる | ◎金品をたかる、金品を隠す、盗む、壊す、捨てる |
| ◎パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをする 等 | |

3 いじめ防止の基本的な方向と取り組み

- (1) 指導体制 ～いじめの起こりにくい学校づくり～
- (2) 組織体制 【いじめ防止対策委員会】を2週間に1回定期的に開催し取り組む
管理職・生徒指導主事・学年生徒指導担当・養護教諭
- (3) 年間指導計画に添って児童・生徒を育成する。
いじめ（陰口・無視・いたずら・嫌がらせ等）を追放できる児童・生徒集団

を基軸として

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの予防【絆づくり（仲間づくり）】中学生

- (2) 早期発見 ①生徒が出すサイン ②観察 ③情報収集（生活ノート、1ヶ月振り返り）
④関係機関からの情報収集

(3) いじめの対応（早期解決）行為の背景にある問題を見極め、解決の方法を考え迅速に行動

- ①いじめられている生徒への対応…心のケア、安全の確保、全面的な支援
- ②いじめている生徒への対応…規範意識の向上、人間関係づくりの改善
- ③友人、知人（観衆、傍観者）への対応…規範意識の向上、人間関係づくりの改善
- ④保護者及び関係機関との連携…信頼関係の構築、協働意識の構築
 - ◎PTA・学校評議員・地域の方々（管理職を中心に対応）
 - ◎医療機関、児童相談所（管理職を中心に対応）
 - ◎警察（駐在所）（管理職を中心に対応）

5 ネットいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ①誰により書き込まれたかを特定することが困難、被害が短時間で極めて深刻なものとなりやすい。
- ②生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③生徒の個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④保護者や教職員により「ネット上のいじめ」を発見することが難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の具体例（省略）

(3) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

- ①原則、通常いじめと同様の対応
- ②書き込みサイトへの削除依頼…サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ、削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6 重大事態への対応

- (1) 津久見市教育委員会へ管理職が直ちに第一報を報告するとともに、いじめ防止対策委員会において正確な情報の収集を図る。
- (2) 市・県の教育委員会や警察・PTAと連携を図る。
- (3) 緊急職員会議において、事象・方針・役割分担を全教職員で共通理解し、拡大防止と収束のための指導に取り組む。